

飯能市と埼玉医科大学との連携・協力に関する基本協定書

飯能市（以下「市」という。）と埼玉医科大学（以下「大学」という。）は、相互の連携・協力を推進するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と大学が相互の連携・協力を推進することにより、地域の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 市と大学は、次の事項について連携・協力を行うものとする。

- (1) 地域の活性化及び産業の振興に関すること。
- (2) 安心安全なまちづくりに関すること。
- (3) 健康・福祉の増進に関すること。
- (4) 地域医療の振興に関すること。
- (5) 環境の保全・創造に関すること。
- (6) 教育・学術・文化・スポーツの振興に関すること。
- (7) 人材育成に関すること。
- (8) その他、市と大学が協議して必要と認める事項

（協議事項）

第3条 連携・協力の具体的事項については、市と大学が協議して定めるものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成33年3月末日までとする。ただし、本協定書の有効期間満了日の1か月前までに、市、大学のいずれからも申し入れがない場合には、更に3年間継続するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は市と大学が協議して定めるものとする。


この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年3月27日

埼玉県飯能市大字双柳1番地の1

飯能市


飯能市長

大久保 勝 

埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地

学校法人埼玉医科大学

理事長

丸木 清之 

埼玉医科大学

学 長

別所 正真 